(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
岩手県下閉伊郡田野畑村南大苫四五番三から同村菅窪一九〇番一まで	前 A	一〇・七〇～一一〇・〇〇メートル	
	B	一九・二〇～三五・五〇メートル	
	後 A	一〇・七〇～一一〇・〇〇メートル	上記A・B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	一〇・九〇～一一〇・〇〇キロメートル	
	C	一五・四〇～一九七・八〇メートル	
	C	一〇・九〇〇～六・〇〇〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第百六十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十二日　東北地方整備局長　縄田　正

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	栗原市志波姫南堀口二二八番一から同市志波姫南堀口御駒堂一六七番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月二十二日

○関東地方整備局告示第四百九号

次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十二日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百五十七号

(三) 道路の区域

区間	敷地の幅員延長
横浜市中区本牧ふ頭一番一八四から同市中区錦町五番二三まで	〇・〇〇～四五・八〇メートル 〇・八三六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○北陸地方整備局告示第百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月二十二日　北陸地方整備局長　野田　徹

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　加賀都市計画道路事業三・五・三十号　山代粟津線

三　事業施行期間　自平成二十六年十二月二十二日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　石川県加賀市山代温泉温泉通、山代温泉九谷町、山代温泉神明町、山代温泉十七、山代温泉十九、山代温泉四十、山代温泉三十七、山代温泉四十九、山代温泉四十七乙、上野町エ、上野町カ、上野町丸山町、尾俣町ソ甲及び尾俣町ソ乙地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第二百二十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十二日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
淡路市岩屋字片浜一四一四番三から南あわじ市福良字築地町甲一五三〇番一一まで	前 A	六・六〇～一二三・六〇メートル	
	B	二四・〇〇～六三七・〇〇メートル	
	後 A	六・六〇～一二三・六〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	二四・〇〇～六三七・〇〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○九州地方整備局告示第二百六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十二日　九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福岡市西区橋本二丁目一二二六番一地内	前	四三・六九～四八・五二メートル
	後	四三・六九～五八・五七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第二百六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十二日　九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百一号	福岡市西区橋本二丁目一二二六番一地内	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月二十二日

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　七〇〇円（本体　六五〇円）　（配送料別）